

## 第4 川越市農業振興計画施策の展開

本市農業の最も大きな課題である、農業就業人口の減少と高齢化の進行に対応した農業振興施策を講じていくにあたり、農業をめぐる状況や農業者の意識、消費者の意識を踏まえ、以下6つの基本方針の下、16の施策を展開します。

なお、基本方針及び施策は、第四次川越市総合計画の施策 No.30「農業の振興」の目的である、「市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。」の実現を目指すものです。

### 【農業の振興の目的】～第四次川越市総合計画～

市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

### 基本方針

0 農業に関する効果的な情報の受発信

1 食料の安定供給の確保

2 農産物のブランド化の推進

3 多様な担い手の育成・確保の推進

4 農地の有効活用

5 農業とのふれあいの推進

## 川越市農業振興計画 施策体系

### 【農業の振興の目的】

市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

### 【川越市農業振興計画の柱】

- 1 儲かる農業の推進
- 2 「小さな農業」へのアプローチ
- 3 農のある生活の充実

### 【基本方針・施策】

#### 基本方針0 農業に関する効果的な情報の受発信（全体に共通する方針）

- (1) 農業に関する効果的な情報の受発信

#### 基本方針1 食料の安定供給の確保

- (1) 安定した農業経営の確立
- (2) 地産地消の推進
- (3) 農産物の安全・安心の確保
- (4) 食品流通の支援

#### 基本方針2 農産物のブランド化の推進

- (1) 川越産農産物のブランド構築
- (2) 産業間の連携の推進

#### 基本方針3 多様な担い手の育成・確保の推進

- (1) 多様な担い手の支援
- (2) 担い手への農地の利用集積

#### 基本方針4 農地の有効活用（基本方針）

- (1) 農業基盤整備
- (2) 農業振興地域の農地保全
- (3) 市街化区域内農地の保全
- (4) 農の多面的機能と環境の保全
- (5) 生活環境改善と水質保全

#### 基本方針5 農業とのふれあいの推進（基本方針）

- (1) 市民が農業とふれあう環境の充実
- (2) グリーンツーリズムの推進

## 0 農業に関する効果的な情報の受発信

(全体に共通する方針)

### (1) 農業に関する効果的な情報の受発信

農産物のブランド化の推進や担い手支援、市民等の農業とのふれあいの推進など、本市のさまざまな農業振興施策の推進に当たって、その施策の対象に向け、多様な媒体を用いて効果的に情報を発信していくことが重要と考えます。

また、農業者全体のニーズや、年代・営農手法など特定の 카테고리でのニーズを把握するため、農業者と行政との双方向でのコミュニケーションの充実が必要です。

#### 《取組内容》

- ① 農業施策を推進するに当たり必要な情報の収集を行うとともに、農業者や市民など、対象に応じた効果的な情報発信を図ります。また、農業者や市民、行政間の双方向での情報伝達の充実を図ります。



生産がさかんで  
PRが望まれる川越の花き



生産量が県内1位（平成27年）を誇る  
川越のホウレンソウ

## 1 食料の安定供給の確保

### (1) 安定した農業経営の確立

本市の農業就業人口は減少が続いていますが、背景として、農業所得の低迷などの原因があると考えます。

本市の農業を将来に渡って継続していくためには、農業経営の安定化に向けたさまざまな施策を講じていく必要があります。また、水稻においては、いわゆる国の減反制度が廃止される中、質、量において消費者のニーズに応じた米の生産に向けた施策を講じていく必要があります。

国際的な経済連携協定の動向に注視し、市で実施可能な対応策を検討していくほか、農業の労働環境の向上や農作業の効率化・省力化などのために、AI やIoT、ロボット技術などを活用した、スマート農業の導入についても進めて行く必要があると考えます。

#### 《取組内容》

#### ② 農業経営の安定化に向けて、農業者への支援を行います。

- ・農業再生協議会（経営所得安定対策）【主要事業】
- ・水田麦等作付け奨励補助事業【主要事業】

#### ③ 土地取得、機械の導入などによる資金の借入れを行う農業者に対して、経済的支援を行います。

- ・農業制度資金利子補給【主要事業】

#### ④ 畜産経営の安定化に向けて、伝染病予防対策や優良種畜の導入等を支援します。

- ・畜産振興事業【主要事業】

#### ⑤ アライグマ、ハクビシンなどの鳥獣被害防止の対策を進めます。

- ・鳥獣被害防止対策【主要事業】

#### ⑥ AI、IoT、ロボット技術などスマート農業の導入支援を推進します。

#### ⑦ 農業者の雇用の確保に向けた取組を支援します。

## (2) 地産地消の推進

東京圏に位置しながら、農業が盛んな本市の特徴を生かし、川越産の新鮮な農産物を市民に提供するイートローカルを進めて行く必要があります。市民の生活スタイルに川越産農産物を食べるという習慣を入れていくことが重要です。

本市には、平成17年に鴨田地区、平成19年に上松原地区、平成22年に城下地区に農産物直売所が設置され、3つの直売所全体の売上は増加傾向となっています。また、市内各地に庭先販売所があり、庭先販売・直売所マップには65軒の庭先販売所が掲載されています。

農産物直売所については、来客数の増加だけではなく、品ぞろえの充実が課題となっており、出荷する農業者の増加を図っていく必要があります。また、庭先販売所については、庭先販売・直売所マップに載っていない販売所をマップに掲載し、地場農産物を購入できる場をより多く知ってもらえるようPRを行っていく必要があります。

さらに、学校給食等の食材に川越産農産物の使用量を増やしていくことも、地産地消の推進策の一つと考えます。

### 《取組内容》

- ⑧ 庭先販売所を含む農産物直売所の設置やPRなどの運営支援を行うとともに、朝市などマルシェの定期的開催を通じて直売機会を拡充します。【重点】

・農産物の直売、地場農産物の消費推進【主要事業】

- ⑨ 農業者との連携により食材の必要数量・質を確保して、学校給食等における川越産農産物の利用を促進するとともに、児童・生徒等に向けて川越産農産物のPRに努めます。

・地場農産物消費拡大事業【主要事業】



毎月第一土曜日に開催される  
公園朝市の様子



市内学校給食において提供された、  
川越産さつまいもを使用した川越汁

### (3) 農産物の安全・安心の確保

---

土づくりや施肥、病虫害防除、農薬などに関し関係機関と連携しながら、環境にやさしい農業を推進していく必要があります。

食品表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保や自主的かつ合理的な食品を選択する機会の確保に資する重要な情報の一つであり、その適正化を図ることは食品に対する消費者の信頼を得る上で重要となっています。

#### 《取組内容》

⑩ 特別栽培農産物など、関係機関と連携して、農薬や化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。

- ・GAP制度の普及、導入【新規事業】
- ・環境保全型農業推進事業【主要事業】

⑪ 関係機関と連携して、農産物の生産履歴等の表示を促進します。

- ・食品表示法による事業【主要事業】
- ・JAS法による事業【主要事業】



#### (4) 食品流通の支援

埼玉川越総合地方卸売市場は、県南西部の生鮮食料品の安定供給を目指し、平成6年5月にオープンしてから、25年を迎えようとしています。少子高齢化に伴う人口減少の進行等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の流通構造の変化等により、市場運営に当たっては、非常に厳しい状況となっています。

そのような中、埼玉川越総合地方卸売市場は、毎週土曜日に「鮮度一番 お客様感謝市」を開催しているほか、女子栄養大学との産学連携協定による食育や周辺自治体の農産物のPR事業、市場見学の受け入れ等、一般消費者に向けた取組も積極的に進めています。

平成30年6月に卸売市場法が改正され、今後も地方卸売市場として市場運営を行うには、都道府県知事の認定を受ける必要があるなど、卸売市場のあり方そのものが問われています。

埼玉川越総合地方卸売市場は、市場取扱量の減少が続いているものの、県南西部の飲食・小売店などが同市場から仕入れている現状もあり、現在もなお生鮮食料品の安定供給に必要な産業インフラの役割を一定部分において担っています。

中小規模の飲食・小売店などの仕入れ先の確保を図り、生鮮食料品の安定供給のための産業インフラを維持するため、埼玉川越総合地方卸売市場の市場環境の変化に適応した運営を支えていく必要があります。

##### 《取組内容》

⑫ 埼玉川越総合地方卸売市場を通じて、地域への生鮮食料品の流通機能の確保を図ります。

・川越総合卸売市場株出資自治体連携会議【主要事業】



青果・水産が揃う埼玉川越総合地方卸売市場

## 2 農産物のブランド化の推進

### (1) 川越産農産物のブランド構築

川越産農産物の付加価値や知名度の向上を目的として、平成28年6月に「川越産農産物ブランド化連絡会」が設立され、直売イベントやロゴマーク作成等が行われています。川越産農産物のブランド化に向けて、「川越産農産物ブランド化連絡会」との協働による取組を進めるとともに、市内飲食店との連携による川越産農産物を活用した食の提供を通じて、広く川越産農産物のイメージアップと消費拡大を図る必要があります。

また、川越の風土や気候に合い、昔から作られている川越の伝統野菜について、栽培が難しい面はありますが、川越の農業のブランド化を高めるには効果的であり、加工や飲食店での活用等、戦略的に保存・伝承していく必要があります。

さらに、平成29年3月に近隣自治体等とともに認定を受けた日本農業遺産である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」により栽培された農産物の付加価値の向上など、近隣自治体と連携した取組も行っていく必要があります。

#### 《取組内容》

- ⑬ 川越産農産物ブランド化連絡会との協働により、川越産農産物の内外への知名度の向上に向けた取組を進めるとともに、新たな川越ブランドの構築を図ります。

・川越産農産物ブランド化事業【主要事業】

【重点】

- ⑭ 川越産農産物の消費拡大、認知度向上に向け、市内飲食店などと連携して川越産農産物の利用を促進するための取組を進めます。



川越産農産物をPRするためのロゴマーク



- ⑮ 伝統的な川越いもである紅赤や川越がパイオニアと言われている巨峰、市場価値の高い里芋など、伝統的農産物の振興を図るとともに、西町大根やまくわ瓜、入間ごぼう等、かつて川越地方で栽培されていた在来種等伝統野菜の保存・伝承に努めます。

・川越産農産物ブランド化事業【主要事業】

- ⑯ 流通やPR等を含め、さつまいもの生産量拡大を支援します。

・地場農産物消費拡大事業【主要事業】

- ⑰ 川越産花きの付加価値の向上や生産振興を図ります。

- ⑱ 日本農業遺産の認定を受けている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」など、三富地域の平地林の保全と伝統的な農業の振興を図るとともに、そこで栽培された農産物の付加価値の向上を目指します。

・三富地域、農業遺産の振興【主要事業】



ブランド力の高い川越のさつまいも



川越で栽培の盛んな巨峰



武蔵野の落ち葉堆肥農法の普及啓発のために実施した落ち葉掃きの様子

## (2) 産業間の連携の推進

本市は古くから埼玉県南西部地域における産業・経済の中核都市として発展し、農業、商業、工業のバランスが取れた産業構造になっているとともに、近年は多くの観光客の来訪がある観光都市でもあります。

そうした本市の農業、商業、工業、観光産業が連携し、本市の農産物を活用した商品をこれまで以上に地域内に循環（地産地消）させる取組や都内など地域外への流通拡大を図っていくことが望まれます。

### 《取組内容》

①⑨ 農業者、食品産業、飲食店、各種団体等との交流の場の創出を図ります。

・川越産農産物ブランド化事業【主要事業】

②⑩ 観光客への土産物の充実や規格外の農産物などの有効活用を図るため、農業者による6次産業化の支援を図るとともに、農業者と商工業者の連携による加工化を進めます。



市内農業者・飲食店等が出店する  
「くらしをいろいろるファーマーズマーケット」



市内農業者と飲食店経営者など商業者が  
マッチングを行う異業種交流会の様子

### 3 多様な担い手の育成・確保の推進

#### (1) 多様な担い手の支援

農業産出額が県内第2位である本市の農業ですが、全国的な傾向と同様に農業就業人口の減少や高齢化が進み、経営耕地面積も減少しています。将来に渡って本市の農業を継続し、農地を残していくためには、認定農業者など、担い手となる中核的な農業者の育成、確保に向けた施策を図るとともに、高齢の農業者、会社などと兼業する農業者、自給的農業者など、小規模な農業者に向けた幅広い支援策を行っていく必要があります。

##### 《取組内容》

- ②① 農業後継者、女性農業者、高齢農業者等の営農に向けた取組を支援します。また、農と福祉の連携による取組を促進します。
  - ・女性農業者活動支援事業【新規事業】
  - ・定年就農者支援事業【新規事業】
- ②② 多様な人材を新規就農希望者として受け入れ、関係機関と連携して情報提供、技術指導、農地確保等に関する支援を行います。また、ニーズに応じて市民農園利用者等の段階的な就農に向けた支援に努めます。
  - ・農業次世代人材投資資金【主要事業】
- ②③ 企業等の農業参入を支援するとともに集落営農組織や農業法人の設立等、農業者による生産や販売の組織形成を図ります。
  - ・川越市農業団体連合会組織運営事業【主要事業】

## (2) 担い手への農地の利用集積

本市では、地域における「人」と「農地」の問題について地域で話し合って策定する「人・農地プラン」を市内11地域で策定（平成30年度末現在）しています。今後、農業就業人口の減少や高齢化が見込まれる中、地域農業の5年後、10年後の展望を描けるよう、地域での継続的な話し合いを進め、必要に応じて「人・農地プラン」の見直しを行い、農地中間管理機構を活用するなど、担い手への農地集積、集約化を図っていく必要があります。

### 《取組内容》

②④ 地域の中心となる経営体を位置付ける「人・農地プラン」の充実を図るとともに、プラン実行による地域農業の振興を目指します。【重点】

・人・農地プラン【主要事業】

②⑤ 「人・農地プラン」で位置付けられた、地域の中心的な経営体などへの農地の集積を進めます。【重点】

・農地中間管理事業【主要事業】

○表 29 借入耕地のある経営体数と借入耕地面積（ha）

|       | 合計   |     | 田    |     | 畑    |     | 樹園地  |     |
|-------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
|       | 経営体数 | 面積  | 経営体数 | 面積  | 経営体数 | 面積  | 経営体数 | 面積  |
| 平成17年 | 400  | 155 | 321  | 113 | 106  | 41  | 3    | 未記載 |
| 平成22年 | 457  | 305 | 363  | 217 | 123  | 87  | 4    | 0.4 |
| 平成27年 | 483  | 394 | 362  | 277 | 166  | 117 | 3    | 0.7 |

出典 農林業センサス（各年）

## 4 農地の有効活用

### (1) 農業基盤整備

効率的な営農のための基盤整備事業として、水田の区画拡大のためのほ場整備は有効であり、現在本市では、下小坂・平塚地区、久下戸地区で10a区画の水田を30a区画に整備する埼玉型ほ場整備事業を進めています。なお、ほ場整備事業は、農地中間管理機構との連携が不可欠となっています。

また、過去に整備した農業水利施設については、その老朽化への対応が不可欠となってきます。今後、そうした水利施設を整理し、対応策を検討していく必要があります。

#### 《取組内容》

②⑥ ほ場整備による農地の面的集積により、生産性向上を図ります。【重点】

・県営埼玉型ほ場整備事業【主要事業】

②⑦ 農道や灌漑排水施設等の農業基盤整備を推進します。

・土地改良補助事業【主要事業】

②⑧ 農業水利施設の長寿命化を図るストックマネジメントに向けて、既存の基幹的農業水利施設について、設置個所や耐用年数等を整理します。

○表 30 全国の農業水利施設における突発事故の発生状況

|       | 突発事故発生<br>件数合計 | 経年的な<br>劣化及び局<br>所的な劣化 | その他<br>(降雨・地盤<br>沈下等) |
|-------|----------------|------------------------|-----------------------|
| 平成10年 | 362            | 133                    | 229                   |
| 平成20年 | 378            | 314                    | 64                    |
| 平成25年 | 1,033          | 652                    | 381                   |
| 平成26年 | 1,378          | 1,176                  | 202                   |
| 平成27年 | 1,559          | 1,261                  | 298                   |
| 平成28年 | 1,643          | 1,390                  | 253                   |

出典 平成29年度 農林水産省 食料・農業・農村の動向 参考統計書



## (2) 農業振興地域の農地保全

本市の農業振興地域内の農地は減少が続き、田、畑、樹園地の合計が 3,457ha（平成 31 年 3 月現在）となっています。また、農業振興地域内農用地については、2,378ha（平成 31 年 3 月現在）となっています。県内第 2 位の農業産出額を支える営農基盤である、農業振興地域内農用地を中心とした本市農地については、今後も保全を図っていく必要があります。

また、農業就業人口の高齢化や減少が進む中、今後遊休農地の増加が懸念されますが、農業委員会との連携や担い手への農地集積を進めるなど、遊休農地の発生防止を図っていく必要があります。

### 《取組内容》

②⑨ 長期的に農業振興を図るべき地域の農地を保全します。

・農業振興地域の保全【主要事業】

③⑩ 遊休農地の発生防止、解消のため、関係機関と連携し農地の調査及び指導を行います。

・荒廃農地調査【主要事業】



農業振興地域を中心に広がる市内の水田



### (3) 市街化区域内農地の保全

平成30年12月現在、本市には466地区、134.21haの生産緑地地区が指定されています。生産緑地地区は、新鮮な農産物の生産だけではなく、農業体験・学習、交流の場として、あるいは良好な景観の形成など、多様な機能を果たしています。

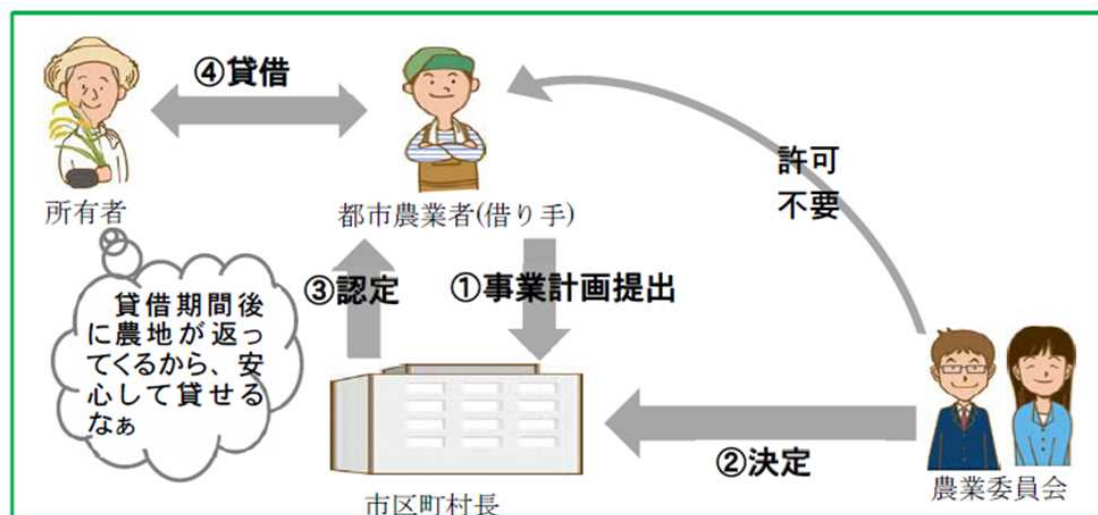
この生産緑地地区については、その多くが2022年から指定後30年を迎え、市への買取り申出ができるようになることから、農地の減少が懸念されています。

生産緑地地区を含む、市街化区域内農地について、農地所有者のニーズに応えながら、身近な消費者への新鮮な農産物供給の機能や農業体験・学習、交流の場としての機能の充実について、農業振興施策として推進していく必要があります。

#### 《取組内容》

- ③① 生産緑地地区等の市街化区域内農地について、市場出荷や庭先販売などを通じた農産物の供給機能及び市民等の農業体験・学習の機能を果たすよう、必要な農業振興施策を推進します。

- ・市民農園整備、運営支援【新規事業】
- ・都市農地の貸借の円滑化事業【新規事業】



都市農地を借りて自ら耕作する方の貸借の手続きイメージ

出典 農林水産省ホームページ

([http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi\\_nougyo/taishaku/tosi\\_taisyaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/taishaku/tosi_taisyaku.html))

#### (4) 農の多面的機能と環境の保全

農業は食料を供給するだけではなく、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成など、さまざまな機能を有しており、このような多様な機能は農業者だけではなく、広く市民全体が享受しているとともに、本市の魅力の一つともなっています。

これら農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るために行われる、水路の草刈りや泥上げ等、地域の共同活動が本市伊佐沼地区や古谷本郷地区、山田地区等 11 地域で実施されています。

このように、水路等の農業生産基盤の維持管理を地域で担うことによって、農地集積を担う地域の中心的な農業者の営農活動を支えることができます。

##### 《取組内容》

- ③② 水路や農道等の農業生産基盤の維持管理や整備・更新を地域で担えるよう推進するとともに、農村環境保全に向けた啓発や交流、学習等を支援します。【重点】  
・多面的機能支払交付金【主要事業】



地域での水路法面の  
草刈り作業の様子



農村環境保全につながる地域の交流  
「古谷本郷レンゲ祭り」の様子

## (5) 生活環境改善と水質保全

本市では、農業用水の水質保全を図るために、平成18年度に鴨田地区に、平成24年度に石田本郷地区にそれぞれ農業集落排水処理施設の供用を開始しています。

今後、新規地区での施設設置を検討するとともに、既存施設は供用開始から一定年数が経過していることもあり、施設の適切なストックマネジメントが必要となっています。

また、収支や維持管理費の予測等を踏まえた経営戦略の策定が必要となっています。

### 《取組内容》

③③ 農業集落排水処理施設を維持・管理し、農業用水の水質保全を図るとともに、施設の長寿命化のためのストックマネジメントや収支等を踏まえた経営戦略を策定します。

- ・農業集落排水処理施設の運営【主要事業】
- ・経営戦略の策定【新規事業】



鴨田農業集落排水処理施設



石田本郷農業集落排水処理施設

## 5 農業とのふれあいの推進

### (1) 市民が農業とふれあう環境の充実

本市では、これまで川越市農業ふれあいセンターでの事業を通じて、市民農園や農業体験、食体験など、市民が「農」とふれあう取組を行ってきました。

市民農園については、全国的に開設数が増加しているほか、農園としての貸出し意向のある本市農業者も一定数いることから、本市においても、市民農園の開設・運営支援を行っていくことが必要と考えます。また、市内のさまざまな場所で、農業者や民間団体、市が直売イベントを行うことや農家レストラン等を通じて、市民が本市の農業を身近に感じるきっかけとなることが期待できます。

#### 《取組内容》

③④ 市民農園の整備、運営の支援を行うとともに、栽培手法など、市民農園の利用者に向けた情報提供を行います。

- ・市民農園整備、運営支援【新規事業】
- ・園芸講習会【主要事業】

③⑤ 農業祭や農家レストランなどを通じて都市住民が農業に親しむ機会の創出を図ります。

③⑥ 農業体験など、子どもたちが農業にふれあう機会の充実を図ります。

○表 31 全国の市民農園の開設数

|         | 平成20年度 | 平成22年度 | 平成24年度 | 平成26年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 都市的地域   | 2,643  | 3,030  | 3,231  | 3,328  | 3,370  |
| 都市的地域以外 | 739    | 781    | 861    | 850    | 853    |
| 合計      | 3,382  | 3,811  | 4,092  | 4,178  | 4,223  |

出典 平成29年度 農林水産省 食料・農業・農村の動向 参考統計表



市内で米作りを行う団体による田植えの様子

## (2) グリーンツーリズムの推進

本市の平成30年の観光客数は約734万人となっていますが、観光エリアの拡大や滞在時間の延長を図るためには、川越の地域特性である農業を観光に生かし、外国人を含む多くの観光客を対象にグリーンツーリズムを推進していく必要があります。

本市の代表的な農業観光としては、以前より芋ほり観光が人気であり、平成30年には44,500人の利用者がありました。近年では、イチゴの摘み取り園を開園する農業者もあり、さつまいもとともに、振興策を講じていく必要があります。

また、本市の人口減少問題と経済規模の縮小等への対策として策定されました、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進するプロジェクトである「蔵 in ガルテン川越」が位置付けられており、推進していく必要があります。

### 《取組内容》

- ③⑦ 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略のプロジェクト「蔵 in ガルテン川越」グリーンツーリズム拠点の整備、運営を推進します。【重点】  
・グリーンツーリズム整備推進【主要事業】
- ③⑧ 芋ほりやイチゴの摘み取り園等を支援するとともに、本市のグリーンツーリズム全体の推進体制の整備、運営を図ります。
- ③⑨ 市内宿泊施設と連携しながら、農業体験などグリーンツーリズムによる市内宿泊者の増加を図ります。



グリーンツーリズムの拠点施設として改修を予定している農業ふれあいセンター